

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

佐園達哉税理士事務所 NewsLetter 5月号

申請期限は5月末まで 一時支援金

<一時支援給付金とは>

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」(一時支援金)を給付いたします。

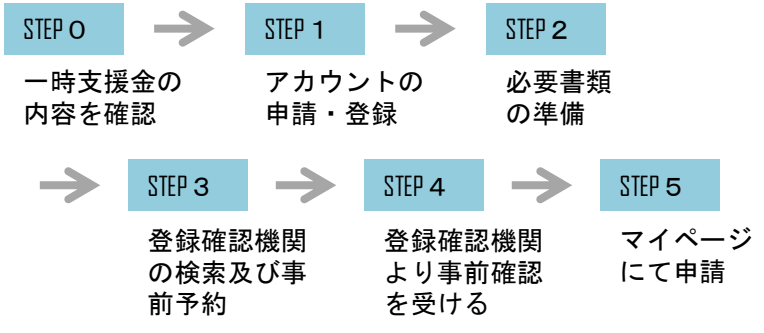
申請期限 2021年 **5月31日** (月) まで

給付額 =2020年又は2019年の対象期間の合計売上-2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等 上限 **60** 万円 個人事業者等 上限 **30** 万円

対象期間 1月～3月 対象月 対象期間から **任意** に選択した月

申請の流れ



申請は一時支援金ポータルサイトを
確認しましょう！



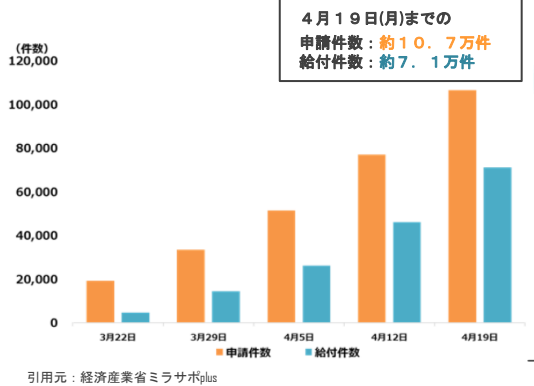
ご注意点

申請前に、登録確認機関(当事務所)で事前確認を受ける必要があります。

事前確認は、TV会議・対面・電話を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認です。

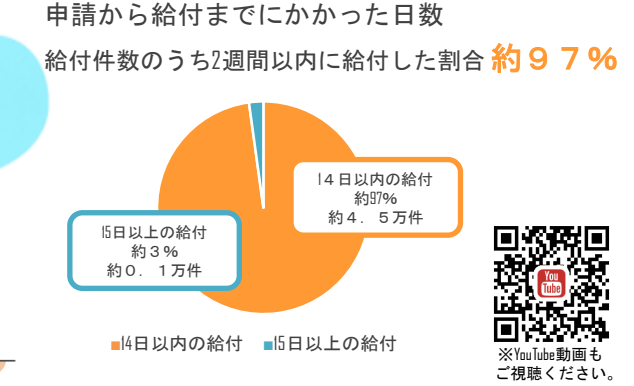


一時支援金 申請・給付実績 ※4月19日時点



期間間近です。
5月31日までに申請いたしましょう！
申請後給付まで2週間以内と給付が早いです。

給付までにかかった日数の割合 ※4月12日時点



※YouTube動画もご視聴ください。

佐園達哉税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624

〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など